

令和2年 2月25日開会

令和2年 3月25日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和2年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 2月25日(火曜日)	
1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程(第1日目)	5
5. 開会	6
6. 開議	7
7. 会議録署名議員の指名	7
8. 諸般の報告	7
9. 会期の決定	7
10. 副議長の辞職	7
11. 副議長の選挙	7
12. 議席の一部変更	9
13. 第1号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	
第4号議案 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 補正予算(第1号)	
(1)提案理由の説明	9
14. 散会	12

第2日 3月25日（水曜日）

1. 出席議員	13
2. 出席説明員	14
3. 職務のため出席した職員	14
4. 議事日程（第2日目）	15
5. 開議	17
6. 諸般の報告	17
7. 一般質問	
ア、石田江利子議員	17
イ、油井和行議員	25
ウ、石井通春議員	31
エ、杉田源太郎議員	35
8. 第1号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	
第4号議案 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 補正予算（第1号）	
(1) 質疑	
(2) 討論	52
(3) 採決	52
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	52
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	52
ウ、第3号議案（賛成総員・可決）	52
エ、第4号議案（賛成総員・可決）	53
9. 閉議・閉会	53

令和2年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期2月25日（火）から3月25日（水）までの30日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月25日	火	本会議第1日（午後3時30分～） ○開会・開議・会期決定・副議長の選挙 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時50分～） ○議員全員協議会（午後3時10分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
2月26日	水	休会
2月27日	木	休会
2月28日	金	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
2月29日	土	休日
3月1日	日	休日
3月2日	月	休会
3月3日	火	休会
3月4日	水	休会
3月5日	木	休会
3月6日	金	休会
3月7日	土	休日
3月8日	日	休日
3月9日	月	休会
3月10日	火	休会
3月11日	水	休会
3月12日	木	休会
3月13日	金	休会
3月14日	土	休日
3月15日	日	休日
3月16日	月	休会

3月17日	火	休会
3月18日	水	休会
3月19日	木	休会
3月20日	金	春分の日
3月21日	土	休日
3月22日	日	休日
3月23日	月	休会
3月24日	火	休会
3月25日	水	<p>本会議第2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

2月25日（火曜日）

○出席議員（16人）

1 番	石 井 通 春 議員	(藤枝市議会議員)
2 番	多 田 晃 議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 江利子 議員	(焼津市議会議員)
4 番	松 島 和 久 議員	(焼津市議会議員)
5 番	油 井 和 行 議員	(藤枝市議会議員)
6 番	小 林 和 彦 議員	(藤枝市議会議員)
7 番	村 松 幸 昌 議員	(焼津市議会議員)
8 番	杉 田 源太郎 議員	(焼津市議会議員)
9 番	岡 村 好 男 議員	(藤枝市議会議員)
10 番	大 石 保 幸 議員	(藤枝市議会議員)
11 番	池 谷 和 正 議員	(焼津市議会議員)
12 番	青 島 悦 世 議員	(焼津市議会議員)
13 番	植 田 裕 明 議員	(藤枝市議会議員)
14 番	鈴 木 浩 己 議員	(焼津市議会議員)
15 番	渋 谷 英 彦 議員	(焼津市議会議員)
16 番	藪 崎 幸 裕 議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	前 島 弘 明	
事 務 局 次 長	長 井 孝 仁	
消 防 長	石 神 良 訓	
消 防 次 長	松 浦 一 仁	

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局長)
次 長	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	岡 真 太郎	(藤枝市議会事務局主査)

令和2年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和2年2月25日（火）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 副議長の選挙

第6 日程追加 議席の一部変更

第7 日程第3 第1号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第3号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3
号）

第4号議案 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第1号）

以上 4件一括上程（提案理由の説明のみ）

第8 散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時30分開議

○議長（藪崎幸裕議員） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和 2 年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま議長からお許しをいただきましたので、議案説明の前に、クリーンセンター整備事業についての御報告を申し上げます。

クリーンセンター整備事業の進捗状況につきましては、昨年12月組合議会臨時会におきまして御報告させていただいたところでございますが、用地取得につきましては、今年度中の契約締結を目標に、静岡大学及び関係権利者とさらなる協議を進めてきたところでございます。現在、静岡大学との契約に向けましての協議・調整においては、既に大学の了解を得ているところでございますが、農業研究の施設機能の維持をしたままの代替地への移転などについて文部科学省の承認を得るなど、特別な手続が必要なため、来年度早々の仮契約を予定しておりますので、関連する用地補償契約等の予算案につきまして、本定例会で御審議をお願いするものでございます。

また、用地取得後の設計及び建設につきましては、事業者選定委員会の委員から、無理のないスケジュールを組むようにとの意見や、あるいは、働き方改革の推進による建設現場での長時間労働の是正対応などを考慮いたしまして、工程を立てることといたしました。

このため、焼却施設のプラントメーカー数社の建設工期に関するアンケート調査等を実施いたしまして、本稼働までの工期は、おおむね5カ年を要すると見込んでいるところでございます。

したがって、用地補償契約の締結後、補償物件の移転完了までの期間を加味いたしますと、稼働までの目安は令和8年度ないしは令和9年度中となりますが、できる限り早期完成に努めてまいります。関係者の皆様には御迷惑をおかけするところでございますが、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、組合といたしましては、二市としっかり連携をして、一日も早い稼働を目指してまいりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藪崎幸裕議員） これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番 油井和行議員、9番 岡村好男議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（中村正秀） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 書記長。

○書記長（中村正秀） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から第1号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計予算ほか3件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和元年11月分及び12月分）の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第12号 令和元年11月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域監第13号 令和元年12月分 例月出納検査結果報告書

○議長（藪崎幸裕議員） 監査委員から報告がありました報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から3月25日までの30日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藪崎幸裕議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は30日間に決定いたしました。

日程第2. 副議長の選挙を議題といたします。

本件は、閉会中に鈴木浩己副議長から副議長の辞職願が提出され、これを許可いたしました。

ただいま副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藪崎幸裕議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○6番(小林和彦議員) 議長。

○議長(藪崎幸裕議員) 6番 小林和彦議員。

○6番(小林和彦議員) ここで、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております副議長には、焼津市の渋谷英彦議員を推薦したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○9番(岡村好男議員) 議長。

○議長(藪崎幸裕議員) 岡村好男議員。

○9番(岡村好男議員) ただいまの発言は、特に人事案件でございます。時宜を得たものであります。したがって、6番 小林和彦議員の動議に賛成をいたします。

○議長(藪崎幸裕議員) ただいま6番 小林和彦議員から、副議長に渋谷英彦議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし採決いたします。

お諮りいたします。副議長に渋谷英彦議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藪崎幸裕議員) 異議なしと認めます。

したがって、副議長に渋谷英彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました渋谷英彦議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藪崎幸裕議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました渋谷英彦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渋谷英彦議員が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました渋谷英彦議員から御挨拶をお願いいたします。

(登壇)

○副議長（渋谷英彦議員） ただいま御推挙いただきました渋谷英彦でございます。本当に御推挙いただき、ありがとうございます。

議長を補佐し、しっかりこの地域の圏域の施策をしっかりと補佐していきたいと、そのように考えております。

そういう中で、皆さんの御理解と御指導をお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

(拍手)

(副議長 渋谷英彦議員 自席へ)

○議長（薮崎幸裕議員） ここで、前例によりまして、副議長の選挙に伴う議席の一部変更をいたしたいと思えます。

お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（薮崎幸裕議員） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加いたします。

それでは、申し上げます。

青島悦世議員を12番に、鈴木浩己議員を14番に、渋谷英彦議員を15番に、それぞれ変更したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（薮崎幸裕議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議席を変更いたします。

それでは、議席の変更をお願いいたします。

(書記 議席名札を変更、新しい名簿を配付)

○議長（薮崎幸裕議員） 皆様方には、新しい議員名簿を配付したとおりであります。

日程第3. 第1号議案から第4号議案まで、以上4件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第1号議案から第4号議案までの4議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計予算は、当初予算額114億9,900万円、前年度当初予算に比べ11億5,800万円、11.2%の増加となっております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、引き続き、ごみ処理施設、し尿処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行うとともに、圏域住民の安全・安心のとりでといたしまして、消防・救急業務に取り組んでまいります。

主なものとして、クリーンセンター整備につきましては、建設に向けた取組みを、引き続き地元の皆様や関係者の皆様の協力を得ながら、着実に進めてまいります。

新しい2つの環境管理センター整備事業につきましては、昨年度着工した建設工事を引き続き進め、令和3年3月の完成を目標に取り組んでまいります。

志太消防本部につきましては、組織の一体化が醸成され、安定した運営が着実になされております。その上で、圏域住民の安全・安心のとりでとして、その負託に応えるため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

予算の概要でございますが、歳入の主なものは、二市分担金69億4,499万3,000円、ごみ処理手数料等使用料及び手数料2億4,921万3,000円、新大井川環境管理センター整備、新藤枝環境管理センター整備及び消防車両等の整備に係る国庫支出金11億7,976万円、消防学校派遣職員人件費負担金等県支出金2,613万6,000円、新大井川環境管理センター整備、新藤枝環境管理センター整備及び消防車両等の整備に係る組合債30億4,980万円であります。

歳出の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費2億1,900万円、斎場会館管理費1億4,744万8,000円、清掃総務費1億4,868万1,000円、高柳・一色清掃工場及びリサイクルセンターに係るごみ処理費15億4,479万5,000円、最終処分場に係る最終処分費2,863万3,000円、藤枝及び大井川環境管理センターに係るし尿処理費3億3,794万4,000円、新大井川環境管理センター建設費40億9,192万円、新藤枝環境管理センター建設費16億2,355万5,000円、クリーンセンター整備事業費5億1,672万2,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費23億9,082万3,000円、消防車両等の整備に係る消防施設費2

億225万1,000円、組合債の償還に係る公債費 2億2,850万5,000円であります。

なお、地方自治法第214条の規定による債務負担行為、同法第230条第1項の規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

次に、第2号議案、令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算は、当初予算額 2億1,040万円、前年度当初予算に比べ1,990万円、10.4%の増加となっております。

歳入の主なものは、二市分担金及び榛原総合病院組合負担金 1億9,136万7,000円、授業料及び入学検定料等1,990万5,000円であります。

歳出の主なものは、学校の運営管理費及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費 2億940万円であります。

看護専門学校は、開校以来1,020人あまりの卒業生を送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地区における医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かな看護実践力を備えた人材育成に努めてまいります。

次に、第3号議案、令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8億7,040万7,000円を減額し、予算総額を94億9,377万3,000円とするほか、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の設定、地方債につきましても、所要の補正を行うものであります。

補正内容のうち、歳入は、国庫支出金 1億496万8,000円、県支出金992万5,000円をそれぞれ増額し、分担金及び負担金 7億8,003万8,000円、財産収入356万2,000円、組合債 2億170万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、衛生費について、高柳清掃工場の維持補修費に係る契約差金、両清掃工場間における焼却残渣処分に係る委託料の調整、新藤枝環境管理センター建設費の出来高による部分払額の変更、クリーンセンターの整備事業費に係る用地取得を令和2年度としたことによる 7億8,510万6,000円の減額、消防費について、高機能通信消防指令システム情報系整備更新及び車両整備等に係る契約差金などにより4,504万7,000円の減額、公債費について4,025万4,000円を減額するものであります。

次に、第4号議案、令和元年度志太広域事務組合看護専門学校特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ258万円を減額し、予算総額を 1億8,792万円とするものであります。

主なものとして、歳入は、繰越金を867万3,000円増額し、二市分担金及び榛原総合病院組合負担金を125万3,000円減額するもので、歳出では、看護専門学校費を258万円減額するものであります。

以上、4議案につきまして、一括して提案理由を説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま発言したこと、事務局が落したわけではありませんので、言い直させていただきたいと思います。

看護専門学校でありますけれども、一番最後のところで申し上げました二市分担金及び榛原総合病院組合負担金を1,125万3,000円減額するものでありまして、先ほどの125万3,000円は訂正しておわび申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（薮崎幸裕議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

3月25日午前10時開議です。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時50分散会

3月25日（水曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	多田晃	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）
6番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
12番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
13番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
16番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	前 島 弘 明	
事 務 局 次 長	長 井 孝 仁	
消 防 長	松 浦 一 仁	

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局長)
次 長	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	大 石 好 美	(藤枝市議会事務局主幹兼議会改革・法制担当係 長)
書 記	岡 真太郎	(藤枝市議会事務局主査)

令和2年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和2年3月25日（水）午前9時59分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開議

第2 諸般の報告

(1) 一般質問の通告受理について

第3 日程第1 一般質問

1 3番 石田江利子 議員

(1) (仮称)クリーンセンター稼働までにおける対応について

2 5番 油井和行 議員

(1) (仮称)クリーンセンターの進捗状況について

3 1番 石井通春 議員

(1) クリーンセンター建設延期に関して

4 8番 杉田源太郎 議員

(1) ペットボトル・容器包装プラスチックごみ処理について

第4 日程第2 第1号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第3号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3
号）

第4号議案 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第1号）

以上 4件一括上程

1 質疑

2 討論

3 採決

第5 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前9時59分開議

○議長（藪崎幸裕議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（中村正秀） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 書記長。

○書記長（中村正秀） 御報告いたします。

初めに、石田江利子議員ほか3名から、それぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 日程第1．通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

3番 石田江利子議員、登壇を求めます。

○3番（石田江利子議員） 議長、3番 石田江利子。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

（登壇）

○3番（石田江利子議員） 皆様、おはようございます。

焼津市市議会選出の石田江利子です。初めての一般質問となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、（仮称）クリーンセンター稼働までにおけます対応について、お伺いをいたします。

志太広域事務組合が建設・管理・運営を行っております二市における燃やすごみの施設については、昭和49年4月に一色清掃工場が稼働を始め、その後、同施設においては、平成元年度に基幹的施設整備を行い、現在、46年が経過しております。

そして、高柳清掃工場も昭和59年4月から稼働を開始し、現在、36年が経過しており、両施設とも経年によります老朽化が進んでいる状態ではありますが、市民の皆様が安全で安心できる運転管理に御協力・御尽力いただいておりますこと、併せて、施設の運営面におきましても、長きにわたり、高柳清掃工場の使用期限の延長を含め、地元の皆様の御理解と御協力をいただいておりますことに重ねて感謝をいたすところでございます。

現在、令和3年3月に完成を目指し建設が進められております新藤枝環境センター及び新大井川環境管理センターをはじめ、ごみ処理施設等の環境衛生施設の建設、その後の運営においては、地元の皆様の御理解と御協力が大変重要であると考えております。

藤枝市におかれまして、（仮称）クリーンセンターの整備に向けて、昨年3月に、仮宿、高田、子持坂の各町内会と建設合意の確約書の締結後、最大地権者であります静岡大学との事業用地の取得への交渉に鋭意努力されていることは、承知をしているところでございます。

さて、（仮称）クリーンセンターの整備につきましては、昨年12月の組合臨時会におきまして、管理者から、整備の進捗状況について、事業用地取得の見込み、また、働き方改革や無理のない建設日程を踏まえた全体スケジュールについての検討をしている状況であるとの御報告がございました。

さらに、2月25日の本会議冒頭で、管理者から、（仮称）クリーンセンターの稼働目標時期を令和4年度から改め令和8年度ないしは令和9年度中とお示しをいただきました。

今回、稼働目標年度が再度見直しされ、示された稼働時期は令和8年度ないしは令和9年度と幅がありますが、これは、新たな施設の稼働に向けた、より具体的な工程が煮詰まってきた上での御判断と理解をいたします。

そこで、（仮称）クリーンセンター稼働までにおけます対応について伺います。

まず、1点目として、稼働目標を令和8年度ないしは令和9年度中と示されましたので、今後の具体的なスケジュールについて伺います。

2点目として、新施設が稼働するまで、引き続き、現施設の地元の皆様の御理解が必要となりますが、組合としての対応について伺います。

3点目として、（仮称）クリーンセンター建設スケジュールが再延長されたことで、現施設の運営が引き続き必要となりました。現施設の稼働延長に支障はないか伺います。

以上、3点について伺います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（藪崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

石田議員にお答えいたします。

初めに、御質問のクリーンセンター稼働までにおける対応についての1項目め、今後の具体的なスケジュールについて、このこととさせていただきます。

まず、用地取得につきましては、御承知のように、静岡大学、それから、関係する関係権利者との協議・調整を進める中で、農業研究の施設機能を維持したままでの代替地への移転などにつきまして、大学側より了解を得ているところでございますが、文部科学省の承認を得るなど、特別な手続が必要になりますために、来年度早々の契約に向けまして鋭意努めてまいります。

契約締結から物件移転完了までを令和2年度から令和3年度と見込んでおりましたが、契約締結後、速やかに事業予定地内の物件移転に着手いたしまして、できるだけ早い時期に事業用地の引渡しが行われるように、静岡大学及び関係権利者と十分な協議・調整を行いまして、迅速かつ円滑に建設工事等につなげてまいりたいと考えております。

また、設計、建設、運営に関する事業者選定につきましては、物件移転と並行いたしまして、令和2年度から入札公告と入札参加者の募集などの具体的な手続に入りまして、令和3年度中に事業者を決定する予定でございます。

その後の実施設計及び建設工事の工期につきましては、焼却施設プラントメーカー数社へ実施いたしましたアンケート調査等を参考に検討した結果、おおむね5年を要すると見込んでいるところでございます。

概要といたしましては、事業用地引渡し後、令和4年度から実施設計と建築確認申請等を行うとともに、建設工事につきましては、準備工に約半年、その後の造成工事、土木建築工事、さらにプラント工事に約4年、その後の試運転調整期間の半年を経まして、令和8年度ないしは令和9年度に完成する見込みとしているところでございますが、引き続き、二市と連携いたしまして確実に進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、今度は2項目めの現施設の地元の皆様の理解が必要になるが、組合としての対応について、このこととさせていただきます。

このことは何よりも重要なこととございまして、地元の皆様には、施設の稼働につきましては、これまで御理解をいただいていることに、まずは深く感謝を申し上げる次第でございます。

地元の皆様には、お約束いたしました公害防止協定を遵守する中で、今後も引き続き、

排ガス中のばいじん、あるいは塩化水素の除去などの結果や運営の状況などを定期的に報告いたしますとともに、引き続き御理解をいただけるよう、二市と連携いたしまして、新施設の進捗状況など、丁寧な説明をすることで信頼を得てまいります。

施設管理には細心の注意を払いながら、新しい清掃工場が完成するまで、引き続き、安心・安全な運転に努めてまいります。

次に、今度は3項目めの現施設の稼働延長に支障はないか、このことですが、組合では、高柳清掃工場、そして、一色清掃工場ともに、毎年の定期整備工事を炉ごと、計画的に1カ月から2カ月かけて実施しているところでございます。

また、専門業者によります電気設備などの点検に併せまして、運転管理業務の受託者による日常の保守点検や、あるいは、消耗品の交換など、予防保全に努めているところでございます。

今後もこれらを継続することで、両工場の安全かつ安定的な運転管理を行えるものと考えているところでございます。

以上、石田議員の御答弁とさせていただきます。

○3番（石田江利子議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、今後のスケジュールについてですけれども、稼働までに大略的な段取り、そして、流れにつきまして御説明をいただきました。特に、最大地権者であります静岡大学との用地取得に関する協議の合意による契約の時期が、建設的スケジュールに対しまして大きく影響すると思っておりますけれども、この事業用地の取得に向けた交渉の経過、手続について、確認をさせていただきたいと思っております。

まず、大学側より了解を得ているとの御答弁いただきました。どういうことをもって了解を得ているとしているのか、また、今まで、どのような調整をしてこられたのか伺います。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） このことにつきましては、斎場等につきましては焼津市さん、そして、このクリーンセンターにつきましては藤枝市、こういうようなすみ分けで、両市が協力して今まで進めてきているところでございまして、特にこのクリーンセンターの

用地につきましては、藤枝市が担当して、クリーンセンター推進課というところがやっていますけれども、これまで本当に担当者が中心に、鋭意努力してきょうまでに至っている、これは御理解をいただきたい。その上で、こういったような工期が延長されていること、これにつきましては、議員の皆様にも大変御心配をかけておりまして、その点では大変申しわけなく思っているところでございます。

そういうような中で、静岡大学は、公共施設でありますために、用地取得に伴う物件移転補償につきましては、大学の機能を損なわない形、この形で補償するということが必要になってくるということでございます。

そういう中で、静岡大学とは事業用地であります農学部の藤枝フィールドとっておりますけれども、正式には附属の地域フィールド科学教育研究センターというふうにありますけれども、そこには農業研究施設が幾つかありまして、その機能を確保して、この移転補償するという内容になっているわけでございますが、度重なる協議を行いまして、その補償内容が施設機能を損なわないものであるというお互いの確認、それから内諾、こういうようなものを得ているということで、今、進めているところでございます。

○3番（石田江利子議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） 静岡大学といたしましても、この土地の譲渡というのは、とても重要な案件であると思います。大学側の確認、それから、内諾を得ているということで、今、御答弁いただきました。いずれにせよ、文部科学省の承認が得られなければ大学の承認は得られないということになると思います。文部科学省の承認を得るための特別な手続というお話がございましたが、この必要な手続、特別な手続とは、どのような手続で、承認の段取りはどうなっているのか、また、承認後どのように進めていくのかを伺います。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 御承知のように、静岡大学は平成16年度に国立大学法人に移管されたわけでありまして、その際、大学として必要な財産を国から引き継いでいるということでありまして、大学としての財産処分を行う場合には、どの大学もそうなのでございますけれども、所管する文部科学省の承認を得る、そういう制度になっているところでございます。

その承認手続きにつきましては、もう静岡大学とは内諾を得て、今、静岡大学が文部科学省のほうと協議をするということでやっていて、やりますよということを年度内に、まだ年度ですけれども、もう年度内にやるということになっているのですけれども、このコロナ騒動、こういうようなことで若干遅れているという状況でございます。

その内容については、文部科学省も、事前の調査で、了解までは行っていませんけれども、ほぼ認めているというような状況でありますので、この協議会が開かれれば、我々は、これで申請が受理されたという判断でいるわけでございます。

そういう中で、承認手続きにつきましては、現在、静岡大学と文部科学省で進めているところでございますが、文部科学省の承認を得た後に、大学内部の役員会、これを開きまして、その結果、これについては了解を得たという確認をした上で、物件補償契約と用地取得の仮契約を締結するということになります。その後で、用地取得について、この議会での審査をお願いするという、そういうようなスケジュールになっているところでございます。

いずれにいたしましても、来年度早々にはこの作業をやっていくと。私も文部科学省には何回か行っておりますので、大体ここをこういうふうにすれば大体こうなるというのは大体わかっておりますので、今、コロナ騒動で東京に行くのを控えているものから、ちょっと遅れていますけれども、そのような状態でございます。

○3番（石田江利子議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） 協議会が開かれるのがちょっと遅れているということでしたけれども、今、来年早々の契約に向けて御努力いただいているということがわかりましたので、引き続き御尽力いただけますようお願いをしたいと思います。

次に、事業用地の引渡しということですが、このことについて、この事業用地とはどのことをいうのか、また、静岡大学以外の関係地権者との対象ですね。それは誰か、伺います。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 事業用地というのは、先ほども言いましたように、静岡大学附属の農業用フィールドですよね。このことをいうわけでありまして、そのほかにも、この機能を損なわないための施設の移転をします。そうしますと、移転をする場所も、もう当然確保してあるわけですが、その方、移転したところの地権者の了解も得なけれ

ばならない。それと、取合いのところですね。道路から入ってくるところだけ、ほんのわずかですけれども、静岡大学以外の方もいらっしゃっております。その人たちには、もう既に了解を得ておりますので、主に静岡大学と文部科学省、先ほど申し上げました、これが対象の用地ということになります。

○3番（石田江利子議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） その他の地権者の皆さんにも、もう了承いただいているということですので、その契約に結びつけていただきますようお願いをしたいと思います。

この用地取得契約が完了しないと、さらなる具体的なスケジュールというのは至ることができないと思いますので、一日も早い契約の完了、そして、整備基本計画のお示しをまたいただけますように、お願いをしたいと思います。

次に、現施設について、お伺いをいたします。

昨今の自然災害の備えなど、老朽化について、施設の維持管理、とても苦勞が多いかと思えます。現施設の一色清掃工場とこの高柳清掃工場ともに、毎年の定期整備工事、それから、専門業者による点検、日常の保守点検や消耗品の交換など、予防保全が行われているというお話がございました。経費的にはどのような状況か、お伺いをいたします。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 令和元年度の当初予算では、高柳清掃工場と一色清掃工場のごみ処理費の合計額として約12億9,000万円の経費を計上しております。これは、電気料や薬剤使用料、運転管理委託料や定期整備工事費などに清掃工場の操業に必要な全体の経費となっております。

今後につきましても、定期整備などの内容に増減は見込まれますが、同程度の経費を見込んでおります。経年劣化に対応するため、予防保全を中心とした定期整備工事など、必要な維持補修工事を計画的かつ経費節減にも努めまして、実施するように心がけてまいります。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） 起り得る自然災害、こういった対応も含めまして、引き続

き、この既存の2施設につきましては、安心して安全な運転管理、この運営をお願いしたいところでございます。

今回の令和4年度から令和8年度ないしは令和9年度への稼働目標の見直し、これは、用地取得の見込みが想定されます建設工事の工程を詰める中での見直しであると理解をいたしました。しかし、これ以上、後ろ倒し等の見直しがないよう進めていただきたいと思っておりますけれども、管理者、いかがでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 組合議員の皆さんには、この件については大変に御理解をいただいているところでございますが、冒頭申し上げましたように、このことについて、御心配をおかけしているということにつきましては、申しわけなく思っているところでございます。

この地元の皆様には大変御理解をいただいているところでございまして、一色・高柳清掃工場の地元の方たちにも丁寧にこのことについては説明をさせていただいて、御理解をいただいているというつもりでございます。このことについては、まずは感謝を申し上げたいというふうに思います。

今回の稼働年度の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、最大地権者の静岡大学の用地取得の契約、これが既に見通しが立ったこと、それから、実施計画とか、これから建設工事を行っていくわけでありましてけれども、このことにつきましては、例えば、今まで東京オリンピック需要だとか、あるいは、福島の災害復旧需要とか、そういうようなことも見込んで、そして、我々のスケジュールをもう一回精査して、概略設計をし直しております。そして、実際に行うプラントメーカーにも、今の段階でどういったような工期が設定できるのかという、そういうようなアンケートも取っているところでございまして、そういう中で、今回、必要な工期を精査した上で稼働目標をお示したところでございますけれども、私といたしましては、一日も早い稼働に努めておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

このことが令和8年度から9年度という、オリンピックが夏ごろまでにといい言ひ方ですけれども、今、そういうような段階でございまして、まだ多少、例えば働き方改革とか、あるいは労働者の人員の不足とか、そういうようなことがありますので、多少この変化があるものですから、今の段階では、この「ないし」という言葉を使わせていた

だいておりますが、これは1日でも1年でも早く我々はやりたいという、このことについては、私は最重要課題で、政治生命をかけておりますので、絶対にそのことについては守っていくというふうに思っているところでございます。

○3番（石田江利子議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石田議員。

○3番（石田江利子議員） 力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

高柳清掃工場の再延長につきましては、御承知のとおり、藤枝市の高柳地区だけではなく、焼津市の豊田地区におきましても、建設当初に地元と焼津市との間で覚書の取交わしを行っております。それ以降、平成16年の3月、そして、平成23年の3月、さらに、平成30年の3月と、三度の延長がされてきているわけであります。そのため、今回のこの稼働目標年度の見直しについては、これまで以上に丁寧な説明と、先ほど御答弁ございました地元の皆様の御理解をいただくことが重要だと思っております。そして、このことを十分に御理解いただき、御配慮いただき、一日も早い完成をお願いしたいと思います。

ごみ処理施設は、長期にわたり、使用します市民の暮らしに直結する必須の都市基盤となる施設です。長期的かつ総合的に、品質、経済面からも優れた建設工事が施行されますようお願いをいたします。

今回は、（仮称）クリーンセンターの稼働までにつきましてはの対応について、御質問させていただきました。現施設の安心・安全な運営管理と同時に、新たなこのクリーンセンターへのバトンタッチに、圏域の市民の皆様から大きな関心が寄せられていると感じております。事業の進捗状況につきましては、関係する地域の住民の皆様にご丁寧な御説明をしていただくとは思いますが、今後は、様々な広報媒体を活用いたしまして、広く市民の皆様への情報提供をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（藪崎幸裕議員） 以上で、石田議員の一般質問を終わります。

次に進みます。

5番 油井和行議員。

○5番（油井和行議員） 議長、5番。

○議長（藪崎幸裕議員） 油井議員。

（登壇）

○5番（油井和行議員） 藤枝市選出議員の油井和行です。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

標題1、（仮称）クリーンセンターの進捗状況について。

クリーンセンター建設事業は、藤枝市、焼津市、両市の市民から大きな期待が寄せられている事業でございます。しかしながら、事業稼働の目標や事業費の大幅な見直し、変更が行われてまいりました。また、現施設の運用延長や跡地利用等につきまして、多くの市民の方々から心配される声が多く届いております。以上のことから質問をさせていただきます。

1点目、進捗はしていると思うが、今回、再度延長の説明がなされました。そのため、これまでにどのような経過があり、このような記述となったのか伺います。

2点目、新施設稼働における今後の業務や手続について伺います。

3点目、環境アセスメントなどの県への事務手続について、終了している事務及び今後必要となる事務について伺います。

4点目、（仮称）クリーンセンター整備事業費について、用地補償費のほか、どのような業務があり、今後どのように事業を進めていく予定か伺います。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（藪崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 油井議員にお答えいたします。

石田議員と同じ御質問でございますけれども、この御質問のクリーンセンターの進捗状況、これについての1項目め、これまでの経過と稼働時期について、このことでございます。

このことについては、以前にも申し上げておりますが、平成25年度から環境影響評価に取り組みまして、平成30年度に県の環境影響評価条例に基づきます環境影響評価手続及び藤枝市において都市計画法に基づきます都市計画の変更手続を行いまして、本整備事業を進めていく上で2つの重要な手続が終了をいたしました。

また、昨年3月末には藤枝市の事業予定地のあります仮宿町内会、これに隣接する高田、子持坂、この両町内会と施設の建設についての確約書を取り交わしまして、静岡大学をはじめとして、関係地権者との用地補償に関する丁寧な協議を進めてまいりました。

令和4年度を稼働目標に、必要な手続や協議を進めてまいりましたが、今年度に入りまして、この事業で事業者選定委員会という委員会を設けておりますが、この委員の皆様から、用地取得の見込み、あるいは、建設スケジュールの指摘も受けまして、建設工期はおおむね5カ年を要すると見込んでいるところでございます。

したがって、用地補償契約の締結後、補償物件の移転完了までの期間を加味いたしますと、稼働までの目安は令和8年度ないしは令和9年度中となりますが、先ほど申し上げましたように、できる限り早期完成に努めてまいります。

次に、2項目め、新施設稼働における今後の業務や手続について、このことでございます。

まず、用地補償契約に関する手続につきましては、仮契約を締結いたしまして、組合の条例に基づきまして、土地取得についての議案を上程し、御審議をいただく予定でございます。

また、設計、建設、運営に係ります事業者の決定までの業務と手続といたしまして、事業者の選定や施設の整備に関する事項、これを審査するため、クリーンセンター整備運営事業者選定委員会を昨年10月8日に立ち上げたところでございます。

今後も整備内容、スケジュール等、建設工事を発注する際の仕様書の基礎資料となります整備基本計画、この計画をまとめていきますとともに、事業者選定委員会を開催する中で、要求水準書、案でありますけれども、このこととか、あるいは落札者決定基準(案)などについての審査を経まして、入札への手続を進めてまいります。

なお、事業者選定委員会の運営補助や、あるいは事業者決定までの業務支援を行います事業者選定アドバイザー業務委託、これを発注いたしまして、今後も円滑に業務を進めてまいります。

次に、今度は3項目め、環境アセスメントなど県への事務手続についてでございますが、平成25年度から環境影響評価に着手いたしまして、平成30年度には事業用地と周辺環境の現況調査結果、さらに、本事業の環境への影響に対する最終的な評価結果を取りまとめた評価書を作成いたしまして、公告、縦覧を実施しておりまして、事後調査計画書についても、県の環境影響評価審査会の審査を受けまして、環境影響評価における施設建設工事前までの手続は、既に終了しているところでございます。

今後は、事後調査計画書に基づきまして、工事の施工における調査及び稼働後の調査を行い、結果につきましては、事後調査報告書として県に報告するとともに、広く市民

等に公表して、透明性の確保に努めてまいります。

今度は、次に、4項目めのクリーンセンター整備事業費について、用地補償費のほか、今後予定されている事業について、このことをございます。

令和2年度予算のクリーンセンター整備事業費のうち、用地費、補償費のほか、委託料といたしまして、事業用地取得後に必要となります土壌汚染調査業務委託、あるいは事業区域内に存在いたします仮宿山崎古墳群の発掘調査業務委託、あるいは工事着手前に行います環境影響評価事後調査業務委託などを予定しているところをございます。

また、工事請負費といたしまして、事業用地内における立木の伐採工事等を予定しているところをございます。

以上、油井議員の答弁とさせていただきます。

○5番（油井和行議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） それでは、再質問させていただきます。

1点目に関しましては、石田議員からも管理者からも御丁寧にいただきまして、どうもありがとうございました。ちょっと確認になってしまいましたので、申しわけありません。

では、2点目の新施設稼働における今後の業務や手続についてでございますが、答弁の中に、事業者選定アドバイザー業務というのが出てきましたけれども、実際にどのような業務、また、業務内容等を行うのか伺いたいと思います。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 本業務は、施設の設計、建設、運営を担う事業者を選定するための基礎調査から、審査会の運営支援、契約書の作成など、契約締結までの手続について、適切かつ円滑に実施するための支援業務でございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） それでは、事業者選定アドバイザー業務の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 今年度につきましては、公告前の準備の作業といたしまして、

建設工期の調査、それから、事業者募集に向けての書類作成などの支援業務を行っているところがございます。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） それでは、令和2年度における発注するアドバイザー業務の作業内容については、どのようになっているのか伺います。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 令和2年度につきましては、令和元年度の業務成果をもとに、用地取得後の事業者の公募となる入札公告から審査会の運営支援、事業者の選定、契約締結までの業務支援などを行ってまいります。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） それこそ事業者の選定をするという大きな役割を果たしているということでございますので、この（仮称）クリーンセンターの建設事業というのは大きな事業でございます。こういったものを取り仕切るには、それなりの大きな大手の業者になるかと思うのですけれども、そういったときに地元の業者が入れない、大手のところは自分のところの業者を使ってしまっただけで全て行ってしまおうということであれば、何のための事業かということになりますので、そのところはしっかりと、入札の条件といたしまして焼津、藤枝の業者が入れる、そういった事業を進めてもらうことを条項に上げていただいて選んでもらうような、そういったことは要望として上げさせていただきたいと思っております。

それでは、3点目のほうに行きますけれども、県への事務手続につきましては、もう建設前までのことは終わっていると。その後は、事業後の報告となるということですので、新しくできたものが指摘されるようなことであっては困りますのでね、そのところはしっかりやっていたいただければと思います。

それでは、4点目のほうに行きますけれども、先ほどの答弁の中で、仮宿山崎古墳群の発掘調査ということがありましたけれども、その発掘調査を予定していると思っておりますが、クリーンセンター事業用地周辺における発掘調査の実施状況について伺いたいと思っております。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） この文化財というのは、事業を進めていく上で大変重要かつ、また、隘路になるというのが常でございますけれども、この藤枝フィールド、これを建設するとき、既に発掘調査をやっておりまして、併せて、このたびの新東名高速道路のロングランプ、これをやる時も丁寧なこの発掘調査をやっているところでございます。

なお、この調査につきましては、工事に影響するような重大なものというものは発掘されておりませんで、今回のものについてもそういうように感じておりますが、この事業によって鋭意調査をやっていきますので、この調査を参考にして、これからしっかりと進めていきたいというように思っております。

○議長（薮崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） 文化財が絡むと本当に神経を使うことだと思いますけれども、この発掘調査を行うに当たり、必要となる手続というのにはどういうものがあるのか伺いたいと思います。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 文化財保護法第94条に基づき、藤枝市教育委員会及び静岡県教育委員会に届出を行うこととなります。

また、県から藤枝市に対し、試掘調査の実施の指示が出されまして、藤枝市が試掘調査を実施し、組合は、その調査結果に基づき発掘調査を実施する予定でございます。

以上です。

○5番（油井和行議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） わかりました。

それでは、仮宿山崎古墳群の発掘調査結果に伴う建設工事等への影響についてはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 先ほど管理者から御答弁申し上げたところでございますが、静岡大学農学部附属科学教育研究センターの建設工事、ロングランプの建設工事に伴う古墳群の発掘調査においては、工事工程に影響するような重要遺跡は発見されてござい

ませんが、発掘調査予定地周辺における調査結果を参考にしながら、当該古墳群の調査結果に基づき適正に対応してまいります。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 油井議員。

○5番（油井和行議員） ありがとうございます。

掘ってみなければわからないというものではありませんけれども、もう事前にやっているとすることで、新たなものは出ないだろうということでもあります。

それこそ、市民が何を一番心配しているかというのは、これ以上工期を遅れることをやはり心配していますので、不確定要素ではありますけれども、そういったものをしっかりと対処していただいて、一日でも早い建設が、工事完了がなされますように、期待申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（藪崎幸裕議員） 以上で、油井議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春でございます。

先ほど来、話題となっておりますけれども、稼働開始が延期されましたクリーンセンターについて質問いたします。

昨年の12月23日に、この議会におきまして管理者から説明がありましたが、今年度中の用地取得は困難となりまして、もうしばらく時間がかかると。工事現場の人出不足ですとか、働き方改革などの影響で、事業管理者選定委員会から、タイトなスケジュールにすべきできない等々から、実際稼働できますのは令和8年度から令和9年度ということが説明されるというのが主な状況だと思っております。

これに基づきまして、3点質問いたします。

まず、施設規模についてです。

組合は、両市のごみの量の将来推計を一般廃棄物処理基本計画においてまとめておりまして、それによりますと、施設規模は日量230トンとしております。施設の稼働年度、

この令和2年度を含めた7年間の最大のごみの量を基準として、この数値ははじき出されておりますけれども、令和8年度から令和9年度と稼働時期が先送りになりますと、当然そのごみの量がどんどん減ってきておりますので、それに基づいて、この施設規模というものは再検討する必要があると思っておりますけれども、これが1点目の質問です。

次に、予算の提案の順序についてです。

この予算では、用地確保のための今後2年間の期間といたします債務負担が含まれておりますけれども、そうした予算の提案、この後に控えます建設と運営のため巨額の予算がありますけれども、どの順序で提案されるか。

最後に、今回の延長に伴う影響についてですけれども、まずは建設費の高騰です。

オリンピックの影響、これは、オリンピック自体、今後どうなるかちょっと不透明なところがありますが、このオリンピックの影響などでさらなる資材の高騰が再三指摘されてきたわけですね。先送りしていけばするほど建設費がかさむという傾向があります。それをどう見込んでおり、そして、財政への負担増とならない取組みをどう講じていくかということが3点目の質問です。

よろしく申し上げます。

○議長（薮崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

御質問のクリーンセンター建設延期に関する1項目め、施設規模、現在は日量230トンですけれども、その再検討について、このことでございます。

まず、施設規模につきましては、平成29年3月に焼津市、藤枝市、及び志太広域事務組合で策定いたしました一般廃棄物処理基本計画におけます令和13年度までの二市の燃やすごみの計画目標排出量の推計に基づきまして設定をしているところでございます。

稼働の目安は令和8年度ないし令和9年度中となりますので、稼働年度での二市の燃やすごみの計画目標排出量に基づきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、今度は2項目めの予算の提案順序の見込みについて、このことでございます。

クリーンセンター整備事業費のうち、用地費、また、物件移転補償費につきましては、静岡大学及び関係権利者との用地取得契約の時期が令和2年度になる見込みになりましたことから、令和元年度予算を減額いたしまして、令和2年度予算に計上するものでご

ざいます。

併せて、最大地権者の静岡大学においては、農業研究の施設機能を維持したままの代替地への移転を行う必要がありますために、用地費、物件移転補償費につきましては、物件移転の期間を踏まえまして、令和2年度から令和3年度にかけての債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3項目めの施設の建設費について、このことでございます。

施設の建設費につきましては、今後、既存の契約事例の情報を収集・分析いたすとともに、公共工事におけます労務単価の改訂、あるいは建設資材価格動向など市場の動向を注視いたしまして、今、いろいろと動いておりますので、より適切な事業費の設定を行ってまいります。

以上、石井議員の御答弁とさせていただきます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 施設規模につきましては、稼働年度、実際、新たに出てきた、令和8年度から令和9年度に基づいての推計を再度行い検討するという事をお答えいただきました。はっきりとお答えいただいたというふうに思っております。

燃やすごみの減量によりまして、それから、人口がこれから減っていくような中でごみが自然と減っていく中で、施設規模を縮小すべきだと私たちが一貫して言ってきましたことに対する満額回答に近いというふうに思っております、ここ何度か続いた志広組議会の中で、久しぶりにいい答弁が聞けたかなというふうに思っております。

何と言っても、建設費用もそうですし、将来のランニングコストもかかわる問題、最終処分費などもかなりかかっている問題ですので、その削減にもつながりますので、その路線で進めていただきたいというふうに思っております。

ここで終わってもいいんですけれども、ちょっと若干問題が残っていますので聞きたいと思っておりますけれども、まず、現段階でのトン当たりの建設費用、この見積りというものは実際どうなっているか、どのような基準というか、どのような見込みを持っているかということが1つです。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 現時点におきましては、当クリーンセンターの建設における

事業費の設定はしてございませんが、環境産業新聞社が発行しております「廃棄物年鑑（2020年版）」によりますと、同誌の調査によりますけれども、施設規模1日当たり100トン以上の平成30年度の実勢価格につきましては、トン当たり7,542万6,000円ということになってございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） これまでずっと、ずっとというか、トン当たり5,000万円という数字がかなり長く言われてきたわけでございまして、その環境産業新聞社の1つの基準というか、そこでは7,542万円ということで、1.5倍ぐらいになってしまっているわけですね。これは志広組だけの問題ではありませんけれども、こういう数値を見ますと、やはり住民の皆様からは、早く建設してもらえればというふうに言っておられるのは、一方では当然だというふうに思うんですね。

再三、先ほどから議論になっております建設延期を決めた理由でございましてけれども、実際、お二人の議員の質問がありましたけれども、それ以前は、事業者選定委員会ですか、そこからのタイトなスケジュールはだめだということでは言われていたのですが、実際、去年の10月から始まって1回か2回しか開かれていない委員会からのその指摘というものがどれほどの合理的なものかというものもあります。あとは働き方改革ですとか、ちょっと漠然とした説明しか今までありませんでしたので、高柳の、それから、一色の住民ももちろんです。それ以外の住民も、もちろん納税者の立場から見れば、建設延期というその理由が、今までのその説明ですと、ちょっと納得できるものではないというふうに思っておりますので、先ほどの管理者が答えていらっしゃるような、ああいう具体的なものが一方ではあるというふうに思いますけれども、そのことに対しての市民への説明ですね。これはやっぱりしていかないと、延期というものだけを捉える、市民はどうしても税金というところも捉えますので、その辺の合意はつくっていくことが今後大事なかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） このことは大変重要なことで、私が一番心配していたのは、特に、地元の仮宿等を中心として、この周辺の皆さんの御理解と、また、御協力なんですけれども、私はそれ以上に、高柳清掃工場の地元の皆さんに、1年ずつ工期の延期をお願い

して、契約しながらお願いしているわけですが、それと焼津の第9自治会にも大変御心配をかけているところがございます。

このような方たちにも、ぜひとも御理解をいただきたいという丁寧なことは、私はやっているつもりでありますけれども、さらにそれをまずはやって、そして、市民全体も大変このことについては注目をしておりますので、どのような形で御理解をいただけるのか、当然広報等にも載せていきますけれども、このことについて新しい動きでありますので、東京オリンピックも延期されたというようなことも含めて、これから広報の仕方を研究すると同時に、広く媒体を使って、両市民の皆さんにいろいろと発信をしていきたいというように考えております。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 実際、その用地取得が令和2年度となったことで、これまでの令和4年度というのは、そもそもあと2年しかないので、稼働するというのは、もうその時点で実際無理かなというふうに思っておりますので、少し私も意地悪な質問だったかなというふうに思っておりますけれども、一方では、拙速ではやっぱりいけないというふうに思うんですね、こういったところは。でも、拙速ではいけないということと同時に、建設資材の高騰に対してどう取り組んでいくかということを含めて、今、管理者がおっしゃいました、広報の仕方を研究していくということと言われておりますので、そうしたことの同意を進めながら、進めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（藪崎幸裕議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

次に進みます。

8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。

きょうは、ペットボトル・容器包装プラスチックごみの、そのごみの処理について、お伺ひいたします。

今、世界では年間3億8,000万トンのプラスチックが生産され、その半分が1回限り

で使い捨てされています。中国、東南アジア諸国でのペットボトル・容器包装プラスチックごみの輸入が制限されました。保管場所に山積みされたものや不法投棄されたものが異常気象災害で毎年800万トン、陸から海に流出しています。

5ミリ立方メートル以下のマイクロプラスチックは、魚や貝からも見つかり、生態系に与える影響が深刻化しています。魚介類を食べる人間の体に与える影響もかなり心配です。

このマイクロプラスチックには毒性の強いPCB、ポリ塩化ビフェニールですけれども、こういうものが吸着して、ずっと流れ続けている、こういうことが最近の研究でわかってきました。本当に私たちの体に与える影響、こういうものが心配されます。

その一方で、私たちの市民の意識も高くなりつつあります。各自治体では3R、減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」、この3R活動を推進しています。

先日の新聞で、静岡市では「プラごみ削減宣言」、こういう協力店制度を開始して、年内に100事業所を目標にしていることが書かれていました。

日本では、年間900万トンのプラごみを排出して、これは、アメリカに次いで2番目に多いとされています。こうやって排出をされているものですが、今、産廃業者、そういうものはちょっと除きますけれども、業者、あるいは市民へのプラごみ削減、これは、これからも自治体で進めていかなければなりません。

それでは、環境への影響として、志広組の取組みについて、お伺いいたします。

1、回収処分について、お伺いいたします。

(1) ペットボトル、平成28年度で237トン、平成29年度222トン、平成30年度203トンと減少傾向にあります。

容器包装プラスチックは、平成28年度3,087トン、平成29年度3,069トン、平成30年度は3,102トンと増加傾向です。

ア、中間処理業者での処理について、検査はどのように実施していますか。また、その結果はどうでしょうか。

イ、回収されたもののうち、再利用できない各廃プラはどのくらいありますか。

ウ、過去3年間の処理費用と1トン当たりの費用はどのようになっていますか。

(2) 中間処理業者から最終処理業者へ資源化に向けて委託されていますが、委託業者での資源化はどのようにされているのでしょうか。

ア、資源化の内容とその比率。過去3年間ではどのようになっているでしょうか。

イ、ケミカルリサイクル、こういうものがリサイクルとしてやられていますが、その分析について、伺います。

ウ、最終処理業者の処理状況について、検査は行われているでしょうか。

以上、一般質問といたします。

○議長（藪崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

昨今、特に課題となっておりますマイクロプラスチックの削減に関心を持っての御質問だというふうに思います。

志太広域事務組合でも、このことにつきましては常日頃から留意して業務を進めているところでございます。

初めに、ペットボトル・容器包装プラスチックの処理についてのうち、1項目めの最初の御質問の中間処理業者での処理についての検査及び結果について、このことでございます。

市が収集いたしましたペットボトルあるいは容器包装プラスチックにつきましては、組合は、選別と圧縮梱包を地元の間処理業者に委託いたしまして、その後の圧縮梱包品の回収とリサイクルにつきましては、全国組織であります公益財団法人容器包装リサイクル協会が委託した処理業者が行っているところでございます。

このため、組合では、ペットボトルと容器包装プラスチックの圧縮梱包業務の履行状況や作業の安全対策等、適正処理について随時確認を行っているところでございます。

また、年に一度、協会が実施いたします圧縮梱包品の品質検査についても組合は立会確認をしております、良好な結果となっているところでございます。

残りの項目につきましては、事務局長から御答弁をさせていただきます。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 私から、残りの項目について、お答えします。

1項目め、イの再利用できない各廃プラの量についてですが、容器包装プラスチック

については、収集したもののうち、協会の「品質ガイドライン」に適合しない異物が、平成30年度は79トン、平成29年度は35トン、平成28年度は54トンありました。

収集量全体との比率は、平成30年度は2.5%、平成29年度は1.1%、平成28年度は1.7%となります。

なお、ペットボトルにつきましては、ほぼ全て再利用が可能であります。

次に、1項目めのウの過去3年間の処理費用と1トン当たりの費用についてですが、まず、容器包装プラスチックの処理費用について、平成30年度は6,915万円、平成29年度は6,850万円、平成28年度は6,844万円であり、1トン当たりの処理費用は、3カ年とも税込み2万2,140円で単価契約をしております。

次に、ペットボトルの処理費用について、平成30年度は425万円、平成29年度は462万円、平成28年度は489万円であり、1トン当たりの処理費用は、3カ年とも税込み1万9,980円で単価契約をしております。

次に、2項目めの処理業者での資源化はどのように行われているかのアの資源化の内容と比率についてですが、協会が公表している資料によりますと、ペットボトルについては、トレーやペットボトル、衣料などに利用される材料リサイクルとして全量利用されております。

容器包装プラスチックについては、プラスチックの材料による材料リサイクルと酸化鉄の還元剤や発電燃料になるケミカルリサイクルに利用されております。

比率は、平成30年度が材料リサイクル57%、ケミカルリサイクル43%、平成29年度が材料リサイクル50%、ケミカルリサイクル50%、平成28年度が材料リサイクル51%、ケミカルリサイクル49%となっています。

次に、2項目めのイのケミカルリサイクルの種類と内訳についてですが、組合の容器包装プラスチックを処理している業者の資料によりますと、コークス炉での熱分解により、酸化鉄の還元剤となるコークス20%、プラスチックの原料となる炭化水素油40%、発電燃料となるコークス炉ガス40%の割合となっております。

次に、2項目めのウの最終処理業者の処理状況についての検査についてですが、本組合では、年に一度、搬出された圧縮梱包品のリサイクル状況について、現地での処理状況の確認をしております。また、協会では施設能力の確認や処理内容などを随時検査しております。

以上、杉田議員の御答弁とさせていただきます。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） では、再質問させていただきます。

まず、今、中間処理業者での適正な処理を随時確認と言われましたけれども、これはどのようなことでしょうか。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 随時確認につきましては、年2回程度、組合が選別の状況や圧縮梱包品、圧縮梱包品のことをベールと言っておりますけれども、その保管状況、搬入物が敷地内で飛散していないかなどの確認をしております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 実際に現場に行って、それを確認されているということで、それは当然のことだと思うんですけども、今、その基準について、委託仕様書ですか、それに基づいて行っているということなんですけれども、この中間処理業者でのその検査基準、こういうものというのは、どのようなことなんでしょうか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 基準につきましては、委託仕様書に基づいて行っておりますが、これらは主に、協会の引取品質ガイドラインから準用しております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） この協会の引取品質ガイドライン、この準用と今おっしゃいましたけれども、具体的にこの引取品質ガイドラインの準用というのとはどのようなものか教えてください。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） このガイドラインでございますが、具体的に申し上げますと、容器包装プラスチック、ペットボトルとも、圧縮梱包物が規定のサイズであるか、臭気はないか、保管時の安定性など、異物に関しましては、どちらも汚れの付着や対象物以外のプラスチックや異物の選別などとなります。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

今の引取品質ガイドラインに適合しない異物というのは、具体的にどのようなものですか。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 異物の具体例といたしましては、容器包装プラスチック以外のもの、例えば、その製品そのもののプラスチックや汚れ、臭いのあるプラスチック、プラスチック以外の革製品や布製品などとなります。

ペットボトルでは、汚れたペットボトル、キャップ、ラベルのほか、容器包装プラスチックボトルなどが異物となります。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

その異物というのは、そこでベールとして造って、それを最終業者に渡すということなんですけれども、単位重量当たり、どれほどまでの混入というのが許されるのでしょうか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 異物混入の許容範囲につきましては、具体的な数値は示されておりませんが、品質検査では、A、B、Dの3段階の評価がされております。容器包装プラスチックの場合、容器包装比率、搬入物全体から異物を除いた重量比ですが、これが85%未満のDランクとなった場合は、協会から改善計画の立案と実行が求められております。

組合では、容器包装プラスチックもペットボトルも、いずれも最高ランクのAランクの判定をいただいております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 組合で、容器包装プラスチック、ペットボトル、いずれもAランク。最終業者に持っていったときに、最終業者の検査方法につきましては、また後でお伺いしますが、このAランクというものというのが、この地域の中ではね、こ

の地域というか、県内だとかそういうところの中でもかなりいいほうだと。今、全国的にやはりこういうAランクというものは増えているということだと思いますか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 申しわけございません。県内全体の状況について、まだ調査してございませんけれども、組合では、例えば、平成30年度は95%とか、平成29年度は96%、平成28年度は93%で、非常にいい成績であることは事実でございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解しました。

それでは、今のその検査、どのように検査されているのでしょうか。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） この検査につきましては、ペットボトルは任意に抽出した梱包物、1メートル、1メートル、1メートル、1立方メートルですけれども、1個を解体し、4分の1ほどを対象に目視で異物を拾い出しまして、それぞれ重量計測や混入の個数で評価しております。

容器包装プラスチックは、任意に抽出した2個の梱包物、これも1メートル、1メートル、1メートルになりますけれども、1個当たり30キログラム以上を取り出しまして、それを評価対象とし、異物を取り除いて容器包装比率を割り出しております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） そうすると、その検査というのは、誰が行っているのですか。また、その検査記録というのはきちんと保管されていますか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 検査は協会が委託する品質調査員が行っております。なお、検査記録につきましては、組合にも渡され、組合でも保管をしております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解しました。

また、その協会が委託する品質検査員だとか、どういうところがやっているのか、ま

た後で教えていただきたいと思います。

次に、平成28年度、平成29年度、平成30年度、この年度ごとに取り除かれた異物量、この違い、これは、廃棄する住民側の問題なのでしょうか。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 先ほども申しましたように、ここの二市の分別については、非常に優秀で、高い評価をしているところがございますけれども、これは、住民の皆様の御協力と中間処理業者の選別の質の向上により、A判定という高い評価をいただいております。

ただ、さらなる精度向上のためには、市民の皆様と二市の協力が必要であるというように考えております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） では、取り除かれるということを言いましたけれども、取り除く方法について教えてください。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 組合が委託する中間処理業者が、コンベアに流しながら、手で選別を行っております。ただ、令和元年度には磁石を用いた磁選機も設置して、選別の精度向上が図られております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） コンベアに流しながら手で選別。私も何回か、志太紙業さんにその作業を見学させてもらっています。この流れの速さの中での分別というのはね、本当にこれはベテランじゃないとできないなと思うくらい、ぼっぼ、ぼっぼやって、大変な作業だと感じました。

先ほど磁石で取る磁選機ですか、これを設置したということなんですけれども、令和元年度の設置だと今、答弁ありましたけれども、この設置した前後の金属の除去量、磁石ですから金属だと思うのですけれども、その金属の除去量というのはどのくらいの量になりますか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 磁選機を設置後に金属を分別した量につきましては、月300キログラムほどとなっております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今、300キログラムと言いましたけれども、この300キログラムというのは、かなりの重さだと思うんですけれども、すみません、ちょっと今、簡単に計算できないので、また後で計算して質問させていただきます。

それでは、先ほど過去3年間の処理費用として、1トン当たりの費用を確認させていただきましたけれども、中間処理業者は、志広組として指定をしている業者、資料によると、安藤紙業さんがペットボトルで、志太紙業さんが有機プラスチックということですけれども、その処理費用の単価、これはどのように決めているのでしょうか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） この2つの業者につきましては、一者随意契約のため、見積りを徴取し、内容を精査し、単価のほうの決定をしております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほど言ったベールを造るのにね、やはりその専門というか、かなりの技術が必要だということで、その業者しか逆にないということなんだろうと思うんですけれども、この容器包装プラスチックですけれども、この処理費用というのが、この3年間、1トン当たりは変わらないということなんですけれども、微増しているんですよ、量として。それでも、その1トン当たりの単価、これというのはどのように決めているのですか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 当然、見積りを徴取する際には、予定処理量等を示しまして、それに対して、その業者がどの程度でできるかということでの見積りを徴取しております。その中には、当然、人件費でありますとか、人工がどの程度かかるかというような資料の提出もいただいて、価格の決定をさせていただいております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） これは、私は、最後また言わせていただきたいと思っているのですが、今、このプラごみの量がどんどん、どんどん増え続けているんです。そして、その回収量が増えれば増えるほど、労働者の負担、労働量がかなり多くなってくると思います。本当にさきほどもちょっと言いましたけれども、ベルトコンベアの両方でこうして選別している人は、本当に大変な作業なんですけれども、量が増えることによって、これが必ず単価に影響してくるというふうに私は思っています。これを、見積りを徴取して内容を精査というのが、今言った人件費だとか、量の問題だとか、そういうもので、今のところ微増なので、その範囲内でやっているということによろしいですか。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほどもちょっと言いましたけれども、このごみはね、減らしていかなくちゃいけないというのはあるんですけども、増えていく傾向というのは止まっています。そういうことで、費用負担が今後増えるということは予測されますけれども、その対策というものを志広組として何か計画をしているのでしょうか。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） プラスチックに限らず、ごみ処理費用を抑えるためには、ごみの減量化というのが必要でございます。ただ、このごみの減量化対策におきましては、二市において積極的に施策を展開しております。組合といたしましては、毎月開催しておりますごみ減量推進会議で、ごみの減量や減量施策の取組状況を把握することで、二市のごみの減量の促進を図っております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

先日、私のうちにも広報志太広域っていう、こういう広報が届きました。この3月7日号には、新しい環境管理センターの役割として、新しい法律のもと、リンの回収をすると。肥料の三要素、チッソ、リン、カリウム、こういう枯渇対策として捉えて、それ

が同時に川や海に流されると、こういうものがものすごく汚染、あるいは赤潮の発生になり、自然環境のその対策をしなければいけないよという、そういう訴えがこの2ページ目のところに書いてありました。そういう対策を訴えながら、リンほか、その物質と反応させて、回収された肥料を売却していく、また、見学者が来たら、それを配布しながら宣伝していくよということで、内容は、私、すごくよかったなというふうに思っています。

ただ、こういう1ページ、2ページ、このカラーなどに比べて、ちょっと寂しいなと思うんですね。だから、やはり志広組がこういうことを藤枝市、焼津市のその市民に強く訴えていって、それで市民の環境に対するいろいろな考え方、こういうものを喚起していくというね、こういうものがすごく大切だと思いますので、内容については評価するんですけども、「もっと見たいな、読みたいな。あっ、これは役に立ったな」と思うような、そういう紙面の努力していただきたいと思います。

すみません。その次に、数年前だと思うのですが、志広組の視察で、エフピコという企業を視察させていただきました。そのとき、ベルトコンベアの脇で障害者の方が分別作業をやっているのを見ました。やはりこうやって障害者の方にもいろいろな作業を与えながらやっていくということに対して、「ああ、いいな」と思いながらいました。外には、たまたま雨が降っていたときだったので、ボールといわれる1メートル、1メートル、1メートルのものが山積みになっていたんですね。ああいう回収し切れないものというのが、それは回収されているのですが、その1割近くが回収されていないというふうに聞いています。そういう仕事の供給を障害者の方にもやっているよという、そういう問題と、やはり回収し切れないそのペットボトル、そういう話をちょっと聞いて、私自身はすごくよかったなというのと、何か複雑な思いをあのときしました。

志広組の資料では、ペットボトルの処理量というのが減少しているのですが、これは、ペットボトルの利用が減ったのか、回収に回らないでね、放棄か、放置されてしまったのかと、そういうのがちょっとわからないところなんですけれども、これは、1トン当たりの単価、先ほど見積りを徴取して、内容を精査して、中身は大体同じということでもいいんですかね。いいですか。あっ、いいです。わかりました。

では、そうやって見積りを計算していると。これも量が増える可能性は非常に高いので、今後、その精査の仕方について検討しなければならない時期が来ると思います。

次に、藤枝市、焼津市両市から持ち込みの量の割合、こういうものに対する市民の意識の向上、そういうものというのはどのように分析されていますか。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 全てのごみや資源物におきまして、前年度を比較した表を二市へ毎月報告しております。それとともに、二市と、先ほど言いましたように、ごみ減量推進会議も毎月開催しております。両市とも、お互いのごみの資源化物の量を把握しております。住民説明会やごみ減量施策へ反映させております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほどの答弁にも、今の答弁の中にも、ごみ減量推進会議、二市と志広組、両方でやっている、三者でやっているということだと思っておりますけれども、この訴えというのが、市民にどういうふうに行って届いているのかというのが、ちょっと私も今後検証していきたいなと思いますので、毎月開催しているということなので、そのごみ減量推進会議というものも議事録があると思いますので、またそれは後で結構ですので、開示をしていただきたいと思います。

次に、先ほど、ケミカルリサイクルの問題について、この協会のほうでやっている処分の仕方、最終的なそのリサイクルの仕方ですけれども、材料リサイクルが約50%、ケミカルリサイクルが40%から50%ぐらいという答弁でした。

私が一番心配しているのは、そのまま材料を、材料というか、廃プラスチックとして出されたものか、あるいは再利用可能なということで、資源として出されたものかちょっとわからないのですけれども、もう今、量が増える中、サーマルリサイクル、ただそのまま燃やしてしまうというサーマルリサイクルという言葉がずっと出ているのですけれども、このサーマルリサイクルというのはないということではないですか。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 協会では処理を委託しているものの中には、サーマルリサイクルはございません。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 協会ではやっているものはない。それはいいことですよ。自治

体として、そういう処分出したところ、最終のところではそれが出されていない。協会の資料、ちょっとホームページで見させてもらおうと、ほぼということなんだけれども、8%ぐらいが燃やされて、6%ぐらいが埋め立てされているという、そういうホームページで資料が出ていました。

その中で、私がすごく心配しているのは、中国や、最初に言いましたけれども、東南アジアで、プラごみですね、この輸入規制がずっと引かれてきました。その原因について、協会がどのように分析しているかというのを確認はされているでしょうか。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） この件につきましては、協会へ問合せをいたしました。協会の事業は、海外処理の流れとは無関係ということでございまして、分析する必要はないということの回答を得ております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） そうですか。私も協会に問合せ、何回かしたんだけれども、電話がつながらなかったもので、また、今の答弁をもとに、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

協会の扱うものは、サーマルリサイクルはされていない。ですけれども、中国でCO₂、この環境汚染問題というのは、ここに大きな原因があったということは明らかです。こういうところに協会として当然、かかわってないよということは当たり前なんですけれども、また、この問題というのは、ただここに載せられている問題だけではないのでね、また、別のところで問合せをさせていただきます。

今言ったプラごみ、中国、東南アジアに大量に輸出している国の1位はアメリカで、2位が日本です。1950年代には1年間で200万トンぐらいだったのですけれども、現在はその200倍。4億トン。この協会の規定では、リサイクル企業のプラごみ輸出というのは認めているのでしょうか。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） この件につきましても、協会に確認をいたしましたところ、協会での取扱物は、国内完結で処理しております。輸出入等、海外との関わりは一切認めていないということの回答を得ております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解。

この協会ではやってないよ。それは、先ほども言ったように、当然そういうふうにあるべきで、そういうふうにしなければならないのですけれども、あれだけ大きな問題になっているというね、このプラごみの問題は大きな問題になっているということ。こういう問題というのも、協会ではやっていないからいいということでもない。ただ、ここで議論する問題じゃないと思うので、ここでやめます。

それで、先ほどリサイクルの中で、これに使っている材料リサイクルとケミカルリサイクル、この単位重量当たりの単価というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） 単価につきましては、税抜きで、令和元年度の材料リサイクルは、1トン当たり6万2,046円、ケミカルリサイクルにつきましては、1トンあたり4万4,085円と公表されております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） そのまま燃やしてないよ、サーマルリサイクルはやってないよということを確認しました。

それで、今、このケミカルリサイクル、名前はちょっと格好いいんですけれども、このケミカルリサイクルという問題について、私は疑念をちょっと持っていますけれども、要は、コークスにして、また燃料として使うよというものもあるわけですよ。プラをそのまま燃やしちゃうのよりは、二酸化炭素の発生量は少ないというふうには聞いています。

ただ、今、では、この環境問題から考えたときに、このケミカルリサイクル、この量が、あつ、量って、先ほど答弁いただきましたけれども、これについての環境問題から志広組としての見解というのを持っておりますでしょうか。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局長。

○事務局長（前島弘明） この協会の行うケミカルリサイクルにつきましては、協会が認めている適正な処理の1つであるというように考えております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員）　そうですね。やはり今、志広組としてはそういうふうにご回答をいただけないのかなという感じはします。この協会が出してきたこの資料、その中にサマールが入っていないよということではね。今の段階では、これはしようがないのかな。では、問題はあるけれども、今の処理の仕方として、それを確認している。いいんだろうと思っている。随時状況は変わってくると思いますので、またそのとき確認をしたいと思います。

次に、実施ですね、容器包装リサイクル協会が実施する品質検査、これはどのような検査でしょうか。

○議長（藪崎幸裕議員）　事務局長。

○事務局長（前島弘明）　協会が行う品質検査につきましては、自治体から協会が委託する再資源化処理業者へ搬出された梱包品は、容器包装リサイクル協会の品質ガイドラインに基づき、梱包品の一部をばらして目視にて検査を行っております。ベールの外観汚れや、解体性、不適合品の異物の有無を確認しております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員）　杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員）　そのガイドラインに基づいてということなんですけれども、やはり目視かそのくらいしかないのかな。そんな感じがしますけれども。

では、その検査の日程、これは当然、協会のほうが言ってくると思いますけれども、その検査の日程というのはどのように決められているのですか。今までの実施の状況、それも踏まえて答弁をお願いいたします。

○議長（藪崎幸裕議員）　事務局長。

○事務局長（前島弘明）　検査の日程につきましては、検査は4月から11月までの間に再生処理事業者の工場で行っております。組合へは、調査の2週間前に通知がされております。ペットボトル、容器包装プラスチックとも、分別収集が始まった当初より、志広組はこの検査に立ち会っております。

なお、ペットボトルにつきましては、平成9年4月から分別の収集を開始しております。容器包装プラスチックは平成17年4月から分別収集を開始しておりますので、そのときから、この検査のほうには立ち会っております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員）　杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 志広組のこの資料だと、ペットボトルはジャパンテックというところで宇都宮工場、容器包装プラスチックは新日鉄住金。この資料は機密ですかね、基本。

こういうところに志広組から検査に立ち会うために立ち会っている。立ち会って、その結果、こうだった、ああだったという、そういう記録もきちんと、先ほどではないですけれども、記録はきちんと残されているということによろしいですね。わかりました。

最後になりますけれども、今、私はこの問題をずっと勉強していくというのは、焼津市の環境部によって、地域の公民館で、「プラごみの海洋汚染問題」、そういう講演会がありました。その講演会で、自治体のプラスチックごみと協会の関係、もっと勉強させてもらいたいということで、そこに参加させてもらいました。

この問題では、今、日本では、先ほど少し出たと思うのですが、容器包装リサイクル法というのがあります。この法律によって運営されている。それで環境はしっかり守られているのだという、そういう私は幻想を抱いていました。これは皆さんもそうだと思う。自分のとこできちんと分別をして、きれいにして出している。だもんで、日本全国でも同じようなことがされて、こういうことは日本では進んでいるのかなと思ったのだけれども、実態をこの講演の中で聞いていると、やはりそういうことではないなど。

環境は、協会ですね、リサイクル協会ですか、ここが関知していないところで、先ほど言いましたけれども、アメリカや、あるいは日本、こういうところが大量にプラごみを輸出しているんです。輸出制限がされる中で、これは、国内でもサーマルリサイクル、要は燃やしちゃっていいよという、そういうものを「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」の通知という形で、国・環境省のほうがこれを各自治体に出しているんですよ。きちんとリサイクルやっけていきなさいよという、そういうことを自分たちはやっていると言いながら、片方では、いろいろな輸出制限だとか規制の中で、片一方は、もうサーマルリサイクルという、燃やしちゃってくださいよ。もう本当に国の政策というのは、今、破綻をしているのではないかなというふうに思います。そして、私たち自身に跳ね返ってくる、そういう問題。税金の問題もそうですけれども、環境の問題。そういう問題で私自身に跳ね返ってくる問題だということで、私は今、受け止めています。

今、求められているというのは、ごみ減量推進会議、先ほど聞きましたけれども、そ

の会議の名前のおり、ごみの減量こそ進めなければならないと思います。特に廃プラスチックの製品、これは便利ですから、私たちもそうですけれども、これをまた勉強を少しした中で、石油からこの製品になるまで、1年間ぐらいかけて、今のレジ袋であったり、いろいろな包装含めて、ペットボトルも含めて、特にこういう製品になるまでに莫大な費用と時間がかかっています。

でも、私もそうですけれども、コンビニで何か買ったときにレジ袋でもらうと、うちに持って帰ってきて、それで食べて、そこで捨てちゃうというね、買ってから廃棄されるまで、本当に数分で終わって、ごみにされてしまう、あるいは1時間ぐらいでごみにされてしまう。こういうのが今、当たり前になってしまっている。そういうものというものを、私たちはもう少し自分の問題として考えていかなければならないというふうに思っています。

今の法律のもとでは、先ほど言った容器包装リサイクル法という中では、製造業者がその負担はすごく小さいんですよ。その中で、今、焼津市、藤枝市のやっている、そして、この志広組でやらなければならない回収リサイクル、この費用というのは、どんどん、どんどん、やっぱり増えてきている。これからも増えるだろう。そういうことを考えると、本当に、これって何だろうと。自治体はどんどん、どんどん、そういう費用のおっかぶさったものを、そういうものを負担しなければならない。こういうものをやはり避けていかなければならないのではないかなと思います。

こういう実態を示していきながら、藤枝市、焼津市両自治体で、議会と、やはり市民がともに、協働して、プラごみの減量運動、それを進めていかなければならないということと、やはりこれは国に対して、この製造元の、今、ヨーロッパなどで特に言われている拡大責任、そういうものがどんどん、どんどん大きくなっていく。私も自分が仕事やっているときに、製品を造っているときに、造ってから廃棄されるまで、製造メーカーが責任持たなければならないのですよ。こういうものをきちんと拡大責任法というものを強くヨーロッパでは進めているというふうに聞いています。そういうものをやはり日本でもやっていくということをしながらか、実際の生産量を抑えていくという、そういう運動も、自分も皆さんと一緒にやっていきたいと思っています。

そういうことに志広組がリードして、いろいろな資料、そういうものを市民に発信していくことをお願いして、意見として述べさせていただき、一般質問を終わります。

○議長（薮崎幸裕議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

○議長（藪崎幸裕議員） お疲れでしょうが、会議を続けます。

日程第2. 第1号議案から第4号議案まで、以上4件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案4件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（藪崎幸裕議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案4件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、上程議案4件の採決を行います。

初めに、第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和2年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 萩 崎 幸 裕

会議録署名議員 油 井 和 行

会議録署名議員 岡 村 好 男